

令和2年5月22日  
芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部  
令和4年6月1日改定  
(6月1日適用)

## 芦屋市新型コロナウイルス感染症対策 芦屋市谷崎潤一郎記念館利用ガイドライン

このガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の提言、「基本的対処方針」等を踏まえ、芦屋市谷崎潤一郎記念館における感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を示したものです。本ガイドラインに基づいて、感染拡大予防策を徹底してください。

### 1 利用者を実施していただく事項

#### (1) 利用の自粛

自宅で検温し、発熱（37℃以上）または咳・咽頭痛その他の感冒様症状を呈しているときは利用を控えてください。

#### (2) 利用定員数の縮小

各室に定められた利用定員数での利用が可能です。ただし、大声での歓声・声援等を発すること又は歌唱することが見込まれる場合は、利用定員数の1/2までのご利用となります。

(ア) 講義室利用定員数 40名

#### (3) マスクの着用

マスクについては、着用をお願いする場合とそうでない場合がありますので、常時ご持参いただき、別添資料に基づいた適切な対応をお願いします。

#### (4) 手洗い、手指消毒

入り口においてアルコール消毒又は石鹼による手洗いを必ずしてください。

#### (5) 対人距離の確保

受付に並ぶとき、座席に座るとき、活動するときなどは、人と人とが接触しない程度の距離を確保してください。ただし混雑時には、身体的距離（最低1メートル）を確保してください。

**(6) トイレの利用**

飛沫を防止するため、トイレの蓋を閉めて汚物等を流してください。

**(7) 休憩スペース(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)**

人と人とが接触しない程度の距離を確保してください。ただし混雑時には、身体的距離(最低1メートル)を確保してください。

また、真正面での飲食や会話をしないようにしてください。

**(8) 換気**

利用する部屋については、原則30分に1回5分程度、換気してください。

**(9) 消毒**

利用した部屋の椅子・テーブル等の備品やドアノブなど人が触れる部分については、利用後に消毒を行うよう努めてください。

**(10) ゴミの廃棄**

ア 使用済みのマスクは持ち帰ってください。

イ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れ密閉して廃棄してください。

**(11) 利用時の留意事項**

以下に示す目的で屋内施設を利用される場合には、マスクの着用をはじめとする感染防止対策の強化が必要となりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

発声・歌唱等を行う演者と参加者の距離は、一定の距離(最低2メートル)を確保してください。

ア 大きな声を出すこと、歌うこと(例:詩吟、民謡など)

- ・人と人との間隔を十分に空け、対面となる場合はより一層の飛沫防止対策を講じてください。

(対策例:人と人との間隔をできるだけ2m、最低1mあける等)

- ・複数で発声する場合は、一列または交互に並ぶなど十分な間隔を空け、飛沫防止対策を強化してください。

(対策例:できるだけ壁側に向かって声を出す、歌わない方はマスクを着用するなど)

※「兵庫県新型コロナ追跡システム」は、令和4年3月31日をもってシステムの運用が終了しました。

## (12) その他

本ガイドラインに規定がない事項については、国の「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和4年5月23日変更）に基づいて対応を行ってください。

## 2 施設管理者において実施する事項

施設管理者は、利用者の利用目的の類型が「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」又は、「大声での歓声・声援等が想定されるもの」により収容率や人数制限、感染防止対策に留意してください。

### (1) 事前に施設利用の注意点をホームページ及び施設の入り口などに明示することを徹底

### (2) マスク着用の周知・確認

マスクを持参して来場するよう周知する。

マスクをお持ちでない方がおられた場合は、主催者（代表者）側でマスクを準備し、別添資料に基づいた適切な着用が行われるよう注意喚起を行う。

### (3) 手洗い場所の確保、手指消毒剤の設置

入口付近にアルコール消毒液等を配置する。

### (4) 来場者の体調の確認

ア 自宅で検温をしていただき、37℃以上の発熱がある場合は入館又は入場をお断りする必要があることを周知する。

イ 検温していない来場者には検温を実施し、37℃以上の発熱がある場合は、本人に体調等を確認のうえ、場合によっては入館又は入場をお断りする。

### (5) 対人距離の確保

ア 人と人が接触しない程度の距離を確保するよう周知する。ただし、混雑時には、身体的距離（最低1メートル）を空け、互い違いに座るなどの工夫をするよう周知する。

イ 受付等に行列ができる場合には、身体的距離（最低1メートル）の間隔を空けた整列を促す。

ウ 講義室の利用については、各室に定められた利用定員数での利用が可

能。ただし、大声での歓声・声援等を発すること又は歌唱することが見込まれる場合は、利用定員数の1/2までの人数で利用するよう周知する。

(7) 講義室利用定員数 40名

エ 館内の滞留人数によって、適宜入場制限を行い、密集を避ける。

(館内60名程度。観覧者は適宜移動するため、目安とする。)

**(6) 窓口での感染防止策**

対面する窓口では、透明ビニールカーテン等により来館者との間を遮蔽する。

**(7) 換気**

ア 展示会場（展示室、ロビー）においては空調設備による機械換気を実施する。

イ 事務室、その他のバックヤード等利用箇所については、原則30分に1回5分程度、窓の開放による換気を行い、完全に空気を入れ替える。

**(8) 館内の消毒**

1日2回（午前と午後）以上、アルコールで館内の消毒を行う。

**(9) トイレの消毒、使用等（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）**

ア 不特定多数が接触する場所は、使用頻度に応じてアルコールで清拭消毒を行う。

イ トイレの蓋を閉めて汚物等を流すよう表示する。

ウ 混雑するときは、身体的距離（最低1メートル）を確保して整列を促す。

**(10) 休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）**

ア 人と人が接触しない程度の距離を確保するよう周知する。ただし混雑時には、身体的距離（最低1メートル）を確保するとともに真正面での飲食や会話をしないよう掲示するなどして周知する。

イ 屋内スペースの場合は、常時換気することに努める。

ウ 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的にアルコールで消毒する。

**(11) ゴミの廃棄**

ア 使用済みのマスクは持ち帰るよう掲示する。

イ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して廃棄す

るよう周知する。

ウ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。(ゴミの回収を委託している場合は、マスクや手袋は委託事業者に準備してもらう。)

## (12) 利用時の留意事項

以下に示す目的で屋内施設を利用される場合には、マスクの着用をはじめとする感染防止対策の強化(1(11)参照)が必要であることを周知するとともに、利用定員数の半分以下を上限とした人数での利用になることに留意する。

ア 大きな声を出すこと、歌うこと(例:詩吟、民謡など)

※「兵庫県新型コロナ追跡システム」は、令和4年3月31日をもってシステムの運用が終了しました。

## (13) 施設内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合

ア 速やかに別室へ移し、隔離する。

イ 対応する職員は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じる。

ウ 発熱等受診・相談センター(帰国者・接触者相談センター)に連絡し、必要に応じて救急搬送を要請する。

## (14) その他

本ガイドラインに規定がない事項については、国の「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和4年5月23日変更)に基づいて対応を行うこと。

## 3 その他

### (1) 利用者名簿の作成

感染者が出た場合に感染経路の特定を可能にするための措置として、施設利用者の名簿(氏名・連絡先が分かるもの)を作成する。

貸室の場合は、イベント・会議等の申請者(代表者)に名簿の作成を依頼し、貸室利用後、1か月間は申請者(代表者)に適正に管理するよう求める。また、名簿作成に際しては、感染が発生した場合に、申請者(代表者)から芦屋健康福祉事務所など公的機関へ提出することを明示しておく。

館内の利用者の場合は、常時不特定多数の人が出入りする施設まで名簿の作成を求めるものではないが、一定時間利用者がとどまる自習室等においては、利用者に名簿への記入を依頼する等名簿の作成に努めることとする。

#### 4 市主催イベント・大会等の開催について

市主催イベント等は感染防止対策を徹底したうえで、実施すること。

・イベント等は単発で実施するものをいう。

##### 【開催の目安】

区 分	「感染防止安全計画」策定 (5,000人超かつ収容率50%超)	左記以外の催物
人数上限	収容定員まで	5,000人以下 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方
収 容 率	100%以内 (大声での歓声・声援等がない ことを前提とするもの)	100%以内 (大声での歓声・声援等がないこ とを前提とするもの)
		50%以内 (大声での歓声・声援等が想定さ れるもの)

(収容定員と人数上限のいずれか小さい方)

##### [改定年月日]

令和2年 7月 1日改定

令和2年 7月23日改定

令和2年 8月24日改定

令和2年 9月19日改定

令和2年12月 1日改定

令和3年 1月13日改定

(1月18日適用)

令和3年 2月25日改定

令和3年 3月 4日改定

(3月 8日適用)

令和3年 4月 2日改定

(4月 5日適用)

令和3年 5月10日改定

(5月12日適用)

令和3年 5月31日改定

(6月 1日適用)

令和3年6月18日改定

(6月21日適用)

令和3年7月9日改定

(7月12日適用)

令和3年7月30日改定

(8月2日適用)

令和3年8月18日改定

(8月20日適用)

令和3年9月30日改定

(10月1日適用)

令和4年4月 1日改定

(4月1日適用)

令和4年6月 1日改定

(6月1日適用)